

議案第 21 号

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

公営住宅法施行令及び住宅地区改良施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第200号)、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第47号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例（平成9年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「立退の」を「立ち退きの」に、「立退先」を「立ち退き先」に改め、同条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改める。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第19条第2項中「第16条の各号」を「第16条各号」に改め、同条第3項中「がある時は」を「があるときは」に改め、同条第4項中「つけない」を「付けない」に改める。

第39条中「越える」を「超える」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第60条第2項中「同項各号」を「同項」に改め、同条第4項中「又第2項」を「又は第2項」に改める。

附則第5項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に、「及び借上げ」を「又は借上げ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。